

報告第4号

一般財団法人八頭町農業公社の経営状況について

令和7年度の事業概要を申し上げます。

農地の利用権設定等の業務（3ページ）では2.0ヘクタールの農業経営基盤強化促進法による利用権設定と、153.1ヘクタールの農地中間管理事業による利用権設定を行っております。

農作業の受委託業務は、耕耘、代掻き、田植え、稲刈りで21.2ヘクタール、畦塗り、1,171メートル、牛糞堆肥散布5.8ヘクタールの業務を行いました。

次に、貸借対照表（7ページ）で見ますと、資産の部の流動資産では、現金預金が1,201万円余であります。

固定資産では、定期預金、2,000万円、特定資産は、建物、304万円余、建物付属施設、16万円余で、固定資産合計は、2,072万円余となり、資産合計といたしまして、3,423万円余となっております。

負債の部には、未払法人税等が、16万円余などであり、負債合計としましては、87万円余で、資産合計と負債及び正味財産合計は3,423万円余であります。

（10ページ）収支計算書で申し上げますと、決算額で次期繰越収支差額が、1,263万円余となり、（11ページ）当期末残高となります。

八頭町農業公社の経営方針としまして、今後も、農地中間管理事業を活用した受託者面積の拡大を図るとともに、令和7年度に改定しました、「第3次八頭町農業ビジョン」のプラン実行に向け、事業展開を図ってまいりたいと考えております。

報告第5号

八東地域振興株式会社の経営状況について

令和7年度の事業概要を申し上げます。

八東地域振興株式会社では、「はっとうフルーツ観光園」及び、「道の駅はっとう」を中心に、観光振興、地域特産品販売、地域活性化事業に取り組みました。

フルーツ観光園事業では、梨・りんご狩りなどを実施するとともに、SNSを活用した情報発信や観光誘客を行いました。高温障害や夏場の干ばつ等の影響を受けたものの、販売単価の上昇等により売上の維持に努めました。

店舗事業では、地元農産物や加工品等の販売を行い、地域事業者との連携による商品展開を進めました。レジ通過客数及び売上はいずれも前年を上回り、9月には単月売上、約1,300万円を達成しました。

地域活性化事業では、「はっとう冬花火」などのイベント開催支援を行うと

ともに、若桜鉄道関連イベント等への協力を通じ、交流人口の拡大と地域PRに努めました。

全体の総売上高については、前年比、110%の、5,154万円余となり当期純利益は、7万円余となったところです。

今後につきましても、「フルーツのまち八頭町」の地域振興の拠点となるよう、情報発信体制の強化を図り、地域関係団体と連携しながら、観光振興と地域経済の活性化に取り組んでまいります。

報告第6号

八頭町土地開発公社の経営状況について

八頭町土地開発公社の経営状況について報告いたします。

令和7年度は、公社運営のための通常業務を行いました。

次に決算の概要についてご報告いたします。

(3ページの)収益的収入及び支出であります。収入は事業外収益として、4千円余です。

支出につきましては、一般管理費として、町・県の法人税、7万3千円余を支出しております。

次に(4ページの)資本的収入及び支出であります。資本的収入、支出はありません。

(5ページの)貸借対照表資産につきましては、現金及び預金、2,354万4千円余となっております。

また、負債・資本につきましては、資本金、500万円、前期繰越準備金、1,861万4千円余、当期損失は、6万9千円余で、資産並びに負債及び資本、それぞれの合計額は、2,354万4千円余となりました。

報告第7号

令和7年度八頭町繰越明許費繰越計算書について

最初に一般会計の主な事業等を申し上げます。

総務費は、地区コミュニティセンター整備事業、民生費は、地域密着型サービス基盤整備事業であります。

農林水産業費は、農業農村整備事業、県営嶽山線開設事業、商工費は、商工振興総務費の生活応援商品券発行に係る経費です。

土木費は、町道上野線ほか町道改良・新設事業、都市下水路維持費、教育費は、小学校管理運営費であります。

一般会計で、19事業、6億4,148万円余を繰越しました。

次に、特別会計です。

簡易水道事業会計は、簡易水道施設(機械)更新事業、155万円余、下水道等事業会計は、処理区統廃合事業、4,950万円余を繰越いたしました。

報告第8号

令和7年度八頭町事故繰越し繰越計算書について

一般会計の旧丹比小学校プール解体に係る財産管理費及び、令和5年8月豪雨に係る農地農業用施設災害復旧費の2事業、1億2,260万円余を繰越しました。

議案第66号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

今回、令和8年9月30日をもって任期満了となる方が1名ありますので、候補者の推薦をしようとするものです。

提案いたします人権擁護委員についてご説明いたします。

八頭町門尾、竹内 照代（たけうち てるよ）さんの推薦につき議会の意見を求めるものです。

竹内さんは、令和5年10月から人権擁護委員として活動いただいております。現在1期目であります。これまでの豊富な知識や経験を活かし、地域の人権活動に取り組んでいただける方であり、人望も厚く適任者と考えますので、引き続き人権擁護委員に推薦いたそうとするものです。

議案第67号

八頭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

令和8年7月19日をもって現委員の任期が満了となることから、本年1月より公募を実施いたしましたところ、定数と同数の14名の届出がございました。

届出者全員の資格確認及び審査を行い、適任と判断した方々を提案いたしております。

提案いたします農業委員についてご説明いたします。

八頭町福地、安部 寛（あべ ひろし）さんであります。安部さんは水稻を中心に農業経営を行っておられ、現在、農業委員としてご活躍いただいております。

八頭町市場、坂本 宗延（さかもと むねのぶ）さんであります。坂本さんは、畑作を中心に農業経営を行っておられます。

八頭町山上、明治 良一（めいじ りょういち）さんであります。明治さんは「農事組合法人やまのうえ」の理事であり、現在、農業委員としてご活躍いただいております。

八頭町稲荷、岸本 慶子（きしもと けいこ）さんであります。岸本さんは、現在、農業委員会の中立委員としてご活躍いただいております。

八頭町郡家、田中 孝幸（たなか たかゆき）さんであります。田中さんは、稲作を中心に農業経営を行っておられ、現在、農業委員としてご活躍いただいております。

八頭町久能寺、土居 浩之（どい ひろゆき）さんであります。土居さんは、水稻を中心に農業経営を行っておられます。

八頭町郡家殿、田中 照幸（たなか てるゆき）さんであります。田中さんは、水稻を中心に農業経営を行っておられます。

八頭町船岡殿、前田 幸己（まえた ゆきみ）さんであります。前田さんは、水稻を中心に農業経営を行っておられます。

八頭町船岡、中谷 正史（なかに まさし）さんであります。中谷さんは、「農事組合法人八頭船岡農場」の理事であり、果樹を中心に農業経営を行っておられます。

八頭町西谷、尾崎 正明（おさき まさあき）さんであります。尾崎さんは、水稻を中心に農業経営を行っておられます。

八頭町日田、横野 俊彦（よこの としひこ）さんであります。横野さんは、「農事組合法人日田農業生産組合」の理事であり、水稻を中心に農業経営を行っておられます。また、現在、農業委員としてご活躍いただいております。

八頭町稗谷、松尾 福実（まつお ふくみ）さんであります。松尾さんは、水稻を中心に農業経営を行っておられます。

八頭町東、川村 忠幸（かわむら ただゆき）さんであります。川村さんは、「農事組合法人東ライスセンター」の代表理事であり、水稻を中心に農業経営を行っておられます。また、現在、農業委員としてご活躍いただいております。

八頭町新興寺、小林 勝志（こばやし かつし）さんであります。小林さんは、水稻を中心に農業経営を行っておられます。

以上の14名でございます。

委員の任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

であります。

議案第68号

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

米子市日吉津村中学校組合については、米子市と日吉津村の間で、令和8年3月31日をもって組合の解散を確定させることが議決されました。これにより、共同設置する団体から同組合を削除する必要がありますので、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部変更について、協議を行おうとするものです。

議案第69号

鳥取市と八頭町との鳥取クレー射撃場の運営に関する事務の委託に関する規約の変更について

委託期間（平成28年8月1日から令和8年7月31日）の満了に伴い、委託期間に関する規定の削除及び委託事務を廃止する場合の措置に関する規定を追加するため、鳥取市と八頭町との鳥取クレー射撃場の運営に関する事務の委託に関する規約の一部変更について、協議を行おうとするものです。

議案第70号

八頭町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

予防接種法第15条に規定する定期の予防接種等を受けた者に生じた健康被害の救済措置に係る手続の適正かつ円滑な処理に資するため、予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議を鳥取県と行おうとするもの

議案第71号

八頭町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

国家公務員等の旅費支給規程の宿泊費基準額について、実勢価格等の調査結果を踏まえた改正が行われ、令和8年4月1日に施行されたことから、本町の条例も所要の改正を行うものです。

議案第72号

八頭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が改正され、市街地など人の生活圏にクマやイノシシが出没した際、市町村長の判断で迅速に銃器を使用した捕獲、駆除が行える緊急銃猟制度を創設、令和7年9月1日に施行されました。

この改正に伴い、鳥獣被害対策実施隊員報酬に緊急銃猟実施隊員の報酬を定めるため、所要の改正を行うものです。

なお、費用弁償関係の改正につきましては、先ほどの議案第71号と同様の内容であります。

議案第73号

八頭町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第74号

八頭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

以上、議案第73号及び議案第74号につきましては、先程、提案いたしました、議案第71号と同様の内容です。

議案第75号

八頭町集落公民館条例の一部改正について

工事完成に伴い、新たに坂田公民館を八頭町集落公民館条例に追加しようとするものであります。

議案第76号

令和8年度八頭町一般会計補正予算（第2号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億5,358万3千円を追加しようとするものです。

歳入の主なものを申し上げます。

国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、520万円余、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、990万円、繰入金は、森林環境譲与税基金、2,000万円を追加しております。

町債は、社会福祉施設整備事業債、2,220万円、津ノ井用水地区水路改修事業債、8,160万円を追加しました。

次に歳出の主なものを申し上げます。

総務費は、戸籍住民基本台帳費に、520万円余、民生費では、福祉施設管理費、2,550万円余を追加しています。

農林水産業費は、農業振興総務費に、560万円余、農業農村整備事業、8,500万円、森林環境整備事業、2,000万円余を追加し、予備費で調整をしております。

議案第77号

令和8年度八頭町介護保険特別会計補正予算（第1号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、66万円を追加しようとするものです。

歳入では、国庫支出金、33万円、一般会計繰入金、33万円の追加です。

歳出は、介護保険補足給付の負担限度額改定に伴うシステム改修費として総務費、66万円を追加しました。